

施 工 管 理 一 般

(白紙)

施 工 管 理 一 般

この農業土木工事施工管理基準（以下「管理基準」という。）は、農業土木工事仕様書 第1章 1-1-29 施工管理に規定する農業土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1 目 的

この管理基準は、農業土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

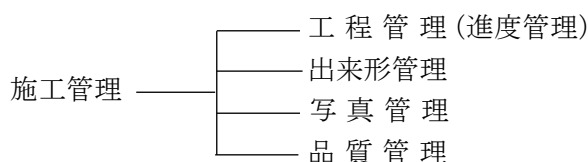
2 適 用

この管理基準は、北海道農政部が実施する農業土木工事を請負により施工する場合に適用する。

この管理基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

本管理基準に定める JIS 規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合にあっては、当該最新の規格を適用するものとする。

3 構 成



- (1) 工程管理とは、指定期日・手持資材を考慮し、工事施工達成に必要な作業の手順及び日程を定め工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実施を比較検討し、必要な処置をとることをいう。
- (2) 出来形管理とは、工事の出来形を把握するため構造物の寸法、凹凸、勾配、基準高等を施工の順序にしたがい直接測定（以下「出来形測定」という。）し、その都度逐次、その結果を出来形管理図表または結果一覧表に記録し、つねに適切な管理を行うことをいう。
- (3) 写真管理とは、出来形測定・品質管理を実施した場合、または施工段階及び施工の進行過程を確認するため、必要に応じ撮影記録（以下「撮影等」という。）を行うことをいう。
- (4) 品質管理とは、資材等の品質を把握するため「物理的・化学的試験」を実施（以下「試験等」という。）し、その都度その結果を品質管理図表または結果一覧表に記録し、つねに適切な管理を行うことをいう。

4 施工管理の実施

- (1) 受注者は当該工事の施工管理担当者を定め、工事監督員に通知するものとする。施工管理担当者は当該工事の施工管理をこの基準及び特記仕様書に従い、善良な管理を実施し、この管理基準で要求されている出来形・品質を確保しなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、工事監督員の承諾を得て、現場代理人が兼務することができる。
- (3) 施工管理は別に示す「工程管理」「出来形管理」「写真管理」及び「品質管理」の方法により行うものとする。なお、施工管理の実施に当たって疑義が生じたとき、または明示されていない事項については速やかに工事監督員と協議を行うものとする。
- (4) 施工管理は、工事の進行に伴い、速やかに実施し、その結果について、工事監督員が報告を求めたときは、施工管理担当者はこれに応じなければならない。

- (5) 施工管理担当者は、随時（工事前及び工事中）に施工管理の項目、測定基準等の検討を行い特に必要があれば、工事監督員の承諾を得て項目、測定基準等を変更することができる。
- (6) 管理図表は、構造物の種類、工事の規模、管理項目数を検討のうえ、適正な方式を選定する。
- (7) 施工管理に当たっては、完成後に明視できない部分、または完成後、測定困難な部分について特に留意するものとする。
- (8) 測定基準にかかわらず、施工管理の初期等にあつては、必要に応じて測定頻度などを増加するものとする。
- (9) 出来形測定及び試験等の測定値が甚しく偏向する場合、バラツキが大きい場合は、その原因を是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めなければならない。
- (10) 既成部分検査、中間技術検査および完成検査に際しては、あらかじめ工事監督員の確認済の管理図表または結果表等を整えておかなければならない。また完成検査後は、工事監督員に提出するものとする。
- (11) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。

施工管理要約一覧表

| 事 項 | 要 旨 | 提 出 | | 提 示 | | 報 告 | |
|------------------------------|--|-----|---------------------------------|-----|--------------------------------|-----|------------------------------|
| | | 部 数 | 時 期 | 部 数 | 時 期 | 部 数 | 時 期 |
| 施工管理の実施 | 当該工事の施工管理担当者を定め、工事監督員へ通知する。 | | | | | | |
| I 工 程 管 理 (進捗管理) | 実施工程表により管理する。 | | | | | | |
| 工事月報 | 月毎に提出し、打合せを行う。 | 1 | 毎月分を次の月の5日迄 | 1 | 工事監督員の要求があるとき | | |
| 段階確認願 | 施工前に提出し、協議を行う。 | 1 | 当該工程の着手前(設計変更等の場合は、随時) | | | | |
| II 出 来 形 管 理 | 規格値を満足させるに必要な管理目標を設けて管理する。 | | | | | | |
| 測定結果表 | 一般的には結果一覧表による。 | 1 | 完成検査 | 1 | 既成部分及び中間検査 | ○ | 当該工事(施設)の完了ごと |
| III 写 真 管 理 | 主要工種ごとに編集し、写真を整理する。 完成後に明視できない部分について特に留意する。 | 1 | 完成検査 | 1 | 既成部分及び中間検査 | ○ | 当該工事(施設)の完了ごと |
| IV 品 質 管 理 品質管理図表 | 管理目標を設けて管理する。 一般的には結果一覧表による。 | 1 | 完成検査 | 1 | 既成部分及び中間検査 | ○ | 当該工事(施設)の完了ごと |
| V 施工管理記録様式 | 工種ごとに作成する。 | 1 | 完成検査 | | | | |
| 『 参 考 』 施工体制台帳・再請負 通知書 | 工事現場ごとに、施工体制台帳・施工体系図を作成し、見やすい場所に表示すると共に工事監督員に提出する。 | | | | | | |
| [備 考] | | | 検査等において、取りまとめのうえ、工事監督員へ提出を要するもの | | 工事の中間等において工事監督員の要求により、提示を要するもの | | 工事の中間等において、工事監督員へ報告し確認を要するもの |

成 果 報 告 に つ い て

工事着手前に工事監督員と提出方法（紙 or 電子）について協議を行い、以下の諸資料を提出する。

- 1 施工計画書（紙 or 電子）
- 2 打合簿（紙 or 電子）
- 3 品質・規格証明書（紙 or 電子）
 - ・ JIS 製品（トラフ、管類、杭、生コンクリート、骨材、鋼材、防護柵類、アスファルト類、セメント、コンクリート製品類、塗料、標識、シート、マット類等）については提出を省略できる。
- 4 試験成績表（紙 or 電子）
 - ・ 土地改良事業用V型トラフについては、振興局で一括工場検査を行っている場合においても、工事で使用した製品の製造ロットにおける試験成績表（写し）を添付する。
 - ・ 柵渠板については、振興局で一括工場検査を行っている場合は、提出を省略することができる。なお、試験成績表、検査報告書が振興局並びに出張所で保管されていることを確認すること。
 - ・ 路盤材、購入土砂類については、振興局で一括書類検査を行っている場合は、提出を省略することができる。なお、試験成績表、検査報告書が、振興局並びに出張所で保管されていることを確認すること。
- 5 請負工事社内検査実施結果一覧表（紙 or 電子）
- 6 工事月報（紙 or 電子）
- 7 搬入主要資材検収整理簿（紙 or 電子）
 - ・ 使用資材納品伝票は省略する。
- 8 測定結果一覧表・出来形管理図表・品質管理図表（紙 or 電子）
 - ・ 出来形及び品質管理図表は、施工管理上必要でなければ削除し、測定結果一覧表だけでよい。
- 9 その他（工事特性・創意工夫・社会性等、客土工関連資料）（紙 or 電子）
- 10 工事完成図（紙 or 電子）
- 11 工事写真の電子媒体（電子）
- 12 工事写真帳（紙）
 - ・ 電子納品要領による提出の場合は不要とする。